後期高齢者医療「減額証」よくある質問



Q&Aの前に、言葉の説明をします

減額証・・・正しくは『限度額適用·標準負担額減額認定証』(<mark>黄色の証</mark>)

01. 減額証はどのようなものなのか。

A1. 保険証(後期高齢者医療被保険者証)とは別に発行される黄色の証のことです。低所得世帯の方が対象で、これがあると病院窓口での自己負担を一定金額に抑えられ、入院時の食事代も減額されます。減額証は誰でももらえるわけではなく、対象となる方が申請をすることでもらえることになります。

Q2. 減額証はどういう人がもらえるのか(対象者)。

A 2. 後期高齢者医療制度に加入しており、世帯全員が住民税非課税(住民税が0円)の方です。ただし、世帯内に一人でも未申告の方がいると対象から外れてしまいます。この減額証は2つに区分され、「低所得者 I」「低所得者 I」があります。 I はII より低所得の方(その世帯の所得も0円)です。

Q3. 減額証はどのようにすればもらえるのか(申請)。

A3. 上記**Q2**の条件を満たした方は、申請をすればもらえます。条件に該当しても申請をしなければいつまでたってももらえません(申請主義といいます)。

申請場所:国保年金課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、中央出張所

Q4. 減額証をもらうには毎年申請する必要があるのか。

A4. 減額証は一度申請すれば、翌年度以降は保険証発送時に同封して送付されることになります。一度交付されれば、その後は申請しなくても交付対象となれば自動的に送付されることになります。ただし、収入が多くなった(所得が発生した)翌年は、条件から外れ減額証がもらえないこともあります。そしてその翌年に収入が例年のように戻り、条件を満たしたら減額証がもらえます。このように市では、毎年、前年の所得を見てその年度は減額証が交付になるか否かを判定しています。

Q5. 自分が減額証の対象になるか分からない。どうすればよいか。

A5. 上記**Q2**の条件を満たしていれば対象となります。 詳細を確認したい場合は国保年金課へお問い合わせください。

Q6. 減額証を持っていると何が変わるのか(効果)。

A6. 特に入院する場合などは多くの費用がかかることになりますが、減額証があると病院窓口での自己負担を下表のような金額に抑えることができます(ただし、医療機関ごと・月ごと・保険診療についてのみ)。

所得区分	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)	食事代(1食あたり)
一般	18,000円 【年間上限 144,000円】	57,600 円 【多数回 44,400 円】	460 円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210 円 【長期入院 160 円】
低所得者 I	8,000円	15,000円	100 円

【**例**】被保険者Aさん(区分が「低所得Ⅱ」)が30日間入院し、総医療費(10割)が1,000,000円かかった場合 ※食事代は標準負担額で計算します。

① 申請していないため減額証をもらっていない場合

Aさんは減額証を持っていないので、保険証だけを病院窓口に提示します。そうすると病院側はAさんの区分を「一般」と判断します。

保険証のみの提示なので、病院からは一般の自己負担限度額である『57,600 円』 と食事代『41,400 円』(460 円 \times 3 食 \times 30 日分)が請求されます。(1 割であれば金額は 100,000 円ですが、病院では自己負担限度額までしか請求をしません。)

② 減額証をもらっている場合

Aさんは減額証を持っているので、保険証と減額証を病院窓口に提示します。そうすると病院側はAさんの区分を「低Ⅱ」と判断します。

減額証も提示しているので、病院からは低Ⅱの自己負担限度額である『24,600円』 と食事代『18,900円』(210円×3食×30日分)が請求されます。

Aさんは広域連合での判定が「低所得Ⅱ」となっているため、自己負担限度額は24,600円で計算されます。つまり①の場合、病院で33,000 (57,600-24,600)円多く払いすぎていることになります。この33,000円は高額療養費として本人に給付されますが、高額療養費の申請が必要となります。金額の確定に3ヶ月ほどかかるため、実際に給付を受けられるのは支払ってから約5ヶ月後になります。

また、食事代については①の場合、病院で 22,500 (41,400-18,900) 円多く払いすぎていることになります。この分は減額証を提示できなかった理由がやむを得ない場合のみ、請求することで給付を受けることも出来ます。「減額証の制度を知らなかった」「減額証の申請を忘れていた」等の理由での請求は認められません。

このように、減額証を持っていると病院への支払いが少なくなり、市役所への 手続きも少なくて済みます。入院前には必ず「減額証」を取得しておきましょう。

> かすみがうら市 国保年金課 Tel. 0299-59-2111 029-897-1111